

平成29年度総合評価一般競争入札に関する留意事項

他の各説明事項と併せて、本留意事項に基づき、本件入札を行うものとする。

1 総合評価制度の説明

低入札価格調査制度を併用した総合評価一般競争入札は、公立大学法人大阪府立大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第7条及び第10条に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が公立大学法人大阪府立大学にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする。ただし、当該申込みに係る価格によっては、契約内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が公立大学法人大阪府立大学にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする制度である。

2 総合評価制度に係る調査資料の提出並びに調査及び審査の実施

- (1) 本件入札は、総合評価一般競争入札制度により落札予定者を決定するため、入札参加者は、入札書とともに本業務に関する企画提案書、関係書類及び関係資料（以下「企画提案書等」という。）を提出しなければならない。
なお、企画提案書等は総合評価制度に関する説明資料に基づいて作成すること。
- (2) 各評価項目において企画提案書等を提出しない者は、当該評価項目の評価は得ることができない。
- (3) 企画提案書等は、「正本」及び「副本」ともA4判ファイルに綴じて提出するものとする。
- (4) 提出した企画提案書等の変更等は認めない。
- (5) 大阪府立大学において本業務に係る落札者を決定するに当たり、企画提案内容を公正に審査し、落札予定者の決定を審査するため、大阪府が設置し学識経験者等により構成される「大阪府清掃等業務委託に係る総合評価一般競争入札評価委員会」（以下「評価委員会」という。）より意見を聴くものとする。

3 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定に当たっては、有効に入札を行った者のうち、入札書に記載された金額の100分の108に相当する額（1円未満切捨て）が、契約事務取扱規程第6条の規定に基づいて定めた予定価格の範囲内で、かつ、本業務にとって最適な者を決定するため、低入札価格調査制度を併用した総合評価一般競争入札を実施する。

評価に当たっては、別に定める「総合評価一般競争入札に関する評価項目、評価点及び評価内容」に基づき、評価委員会の意見を聴き評価点を決定し、最も評価点の高い者を落札予定者とする。

なお、評価は価格評価、技術的评价及び公共性（施策）評価に区分し、その配点は、それぞれ50点、14点、36点とする。

- (2) 最も評価点の高い者が2者以上ある場合は、そのうち最も低い金額で入札を行った者を落札候補者とする。ただし、最も低い金額で入札を行った者が2者以上である場合は、くじによって落札候補者を決定することとし、当該落札候補者は、くじを辞退することができない。
- (3) 評価委員会の評価の結果、落札候補者に対して、大阪府の関係部局等より、「研修の実施」、「知的障がい者等の就業状況」、「障がい者雇用に関する取組」、「就職困難者の雇用に関する取組」及び「次世代自動車の導入」に係る企画提案内容についてヒアリング（研修受講修了証、賃金台帳等の確認）を行うので、該当者は、協力すること。なお、ヒアリングの結果、提案内容等に相違が認められる、あるいは、労働関係法令等に抵触することが判明した場合は、当該企画提案に係る評価項目の評価点は0点とし、その結果、落札候補者が異なることとなる場合においては、新たに落札候補者となった者に対して、同様のヒアリングを行う。
- (4) 評価委員会の評価の結果、落札候補者の入札価格が、低入札価格調査基準価格を下回る場合は、一旦、落札者の決定を保留し、大阪府立大学低入札価格調査委員会において、当該落札候補者に対して、所定の手続きにより調査等を行うので、該当者は、協力すること。
- (5) 上記の手続きを経て落札者を決定するものとし、落札者を決定した際には、入札参加者全員に対して速やかに通知する。
- (6) 本件入札は、総合評価一般競争入札により落札者を決定するため、一般競争入札心得第7条及び第8条の手順は適用しないものとする。
- (7) 低入札価格調査を行わなかった調査資料は、指定された期間に限り、希望者に手渡しで返却するものとする。